

ホロコーストとニュルンベルク裁判

芝 健 介

一 はじめに

— テーマにかかわる研究動向を中心として —

ナチ体制による「ユダヤ人問題の最終解決」がヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅政策にゆきつき、それが「ユダヤ人」⁽¹⁾にとつてヘブライ語ではシヨア、英語圏では（あるいは英語圏をすでにこえて）ホロコースト、と呼ばれる破局的災厄⁽²⁾をもたらしたことは、二〇世紀の最もよく知られた惨劇の中でも最周知のものに属しているようにみえる。六百万に近い犠牲者を生み出したこの政策は、まるで巨大工場における大量生産方式のごとき大量死を可能にしたという意味合いにおいてしばしば industrial murder, Industrieller Mord と表現されるが、この「世紀の犯罪」から半世紀以上経過した最近では、Holocaust-industry という言葉も聞かれるようになった。これは、上記「工場制大量死（生産）」の意味とは全くかかわ

りなく、むしろ「ホロコーストをねたにした商売」ないし「ホロコースト製造 (Holocaust-Industry)」⁽³⁾を含意し、たとえばスピルバーグの作品などが槍玉にあげられ、日本の若者の今風でいえば「ホロコースト・フェチ」「物神化したホロコースト (Fetisch-Holocaust)」⁽⁴⁾という言葉さえ、公然と最近のアメリカやドイツでは囁かれるようになった。一九九九年の挑発の書『アメリカの生活におけるホロコースト』⁽⁵⁾の著者 P. ノヴィツクも、アメリカ・ユダヤ人とどまらずアメリカ人一般の話題としての「ホロコースト」の過剰性を訴えている。俗耳に入りやすいこうした〈Over-Holocaust〉の訴えと日本において所謂「自虐史観」の過剰性のみを強調する人たちのアピールとの間には、もう結構！ それにいつまでも付き合う必要がいったいどこにある？ という清算指向の点である種の共通性・平行性が感じられる。

しかし歴史としてのホロコーストは、すでに正確で十分継

承可能な事実認識を人びとの間で獲得したといえるのである。現代史研究の分野でホロコースト研究がここ数年著増してきているのは確かであるが、ヒルバーク『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』やH・アーレント『イェルサレムのアイヒマン』等の六〇年代のわずかな例外的研究を別として、本格的なとりくみがなされるようになったのは、ようやく一九八〇年代になってからのことである。当時それでもまだ史料展望は芳しいものとはいえなかった。旧ソ連の史料参看が一九九〇年代以降はじめて可能になり、それによって緒についた旧説の再検討や詳細な基礎研究が今後なおまれる状況にあるとすべきで、例えば第三帝国当時五万をこえたドイツの自治体のホロコースト犯罪関与についての組織的分析も、二十世紀末になってはじめて登場してきている。かかる従来未開拓の分野の研究は二十一世紀これからいよいよというのが研究の偽らざる現状である。

歴史としてのホロコースト（ヨーロッパ・ユダヤ人絶滅）認識の発展・深化の端緒に位置するニュルンベルク裁判自体は、それでは、どのように、どれほどそれに寄与貢献したのだろう。継続裁判^⑧も含めたニュルンベルク裁判全体の中でホロコーストが実際にどう法廷で取り上げられ、審理過程で登場した証言やドキュメントが歴史的知見を与える上でどれだけの射程をもちえたのであろうか。さしあたり、これがこの稿で吟味さるべき課題である。一九四五年以降現在にいたるまでの、ホロコーストとニュルンベルク裁判の認識史

（「受容」史含む）の全体像を提示するものではない点は、あらかじめおことわりしておきたい^⑩。ホロコーストについては、第二次世界大戦中からそれを伝えようとする決死の努力が払われたにもかかわらず、終戦間際までほとんど真相が認識されず、またナチ体制側はもちろんのこと、連合国サイドやシオニストの間にさえその情報開示に努めず隠蔽までも企図したという重大な問題史が存在するのだが、小稿の課題はとりあえず上記のように限定しておきたい。

さしあたりテーマにかかわる研究史を総括しておくならば、この分野の研究の現状は主題への接近それ自体逆も十分とはいえ、従来の裁判史に上述のような問題視角は意外にも欠落していた。裁判終了の一九四九年からすでに五十年以上経過しながら、むしろ問題解明はほとんどまだ緒についたばかりとって過言ではない。わずかに存在する研究ないし言及も二つの対極的な解釈・評価に分岐しているのが実情である。

一つには、裁判の意義を高く評価する立場が存在する。「一九四五―六年のニュルンベルク国際軍事裁判は、この時代のスペクタクル的メディア・イベントであったが、非ユダヤ世界世論に対し第二次世界大戦中のヨーロッパ・ユダヤ人の迫害・大虐殺について最初の明確化・証拠提示をおこなった^⑪」と唯一の本格的な研究を物しているマイケル・マラスは評価する。また東京裁判との対比においてジェフリー・ロバートスは「ナチズムの人種主義的邪道（に堕ちた人びと）をニュルンベルク裁判は葬り去った。この邪道に堕ちたイデオロ

ギーこそは、ユダヤ人、(ジプシー) (シントンティッコマ、筆者)、ホモセクシュアルの絶滅を正当化させたものだった。これに対し東京裁判は現代の(人道に対する罪)の特徴たる残虐な軍事的血讐を抑止するために何ら貢献しなかった。日本帝国の方がナチ・ドイツより人種主義において徹底していたのだが」と日本人へ挑発的に問題を投げかけつつ、人種主義的人道犯罪断罪の面でのニュルンベルク裁判の認識促進性についてやはり高い評価をおこなっている。

二つめの立場としてマラスやロバートソンと対極的な評価をしているのは、ローレンス・ダグラスである。ユダヤ人絶滅政策へ人びとの関心を向けさせることができなかったと裁判の意義を貶価して、「ナチのこの最もセンセーショナルな犯罪に注意を向けさせるのに失敗したのは、連合国が戦時中示したのとは異なり、検察官が疲労困憊していたからではない。ホロコーストがマージナル化(周縁化)されたのは、ニュルンベルク裁判が志向したものの不可避的帰結だったのである。裁判の目的は、侵略的ミリタリズムの処罰を正当化する新規な裁判のロジック貫徹にあった」とする。先述のP・ノヴィツクも事実上「ニュルンベルク裁判の枠組でホロコーストは全く周縁的な役割しか果たさなかった。今日、記憶の回顧再構成においては、これと正反対(ニュルンベルク裁判の中心だったという位置づけ)をなしているにもかかわらず」と結論づけている。

両極化した、以上のポジ・ネガ評価に共通して目につくのは、

は、いずれも判断が粗く、あまりに包括的というべきか、とにかく大雑把にすぎるといふ難点である。特に過小評価する側に顕著な傾向であるが、国際軍事裁判(IMT)のみで判断し、それもIMT全体を仔細に検討しないまま性急に歴史的意味をはかろうとする態度が目立つ。積極評価する側もこの点では五十歩百歩の観なしとしない。これはそのままニュルンベルク裁判研究全体にかかわる問題点でもあろう。今日でもニュルンベルク裁判に関する知見自体曖昧模糊とした部分が少なくないし、裁判への研究関心も国際軍事裁判に集中し、継続裁判で闡明された事実、またその重要な意義が閑却されがちだったことは否めない。ホロコーストの面から見ても同様な傾向にあったことは否定できず、「一九四七年に、会議プロトコル(覚書)の三〇コピーの一つが法廷に提出されてはじめて(ヨーロッパ・ユダヤ人絶滅政策の省庁間調整をおこなった)ヴァンゼー会議の参加者で、四七年当時でも見つけ出しうる証人被告が尋問された。このヴィルヘルムシュトラーク裁判(ドイツ諸官庁代表を裁いた裁判)は、一九四六年一月一日から四九年四月一四日にかけて下された一三の裁判判決(被告総計一九九名)の最後の裁判であった」というベンツ教授のような鋭い指摘は、例外中の例外であったといわなければならない。

以上のような研究動向を踏まえて、小稿は、「人道に対する罪」の成立と検察側の知見・認識、証人の意味とドキュメントの機能、裁判の世論への影響と世論の反応、というホロ

コースト審理をめぐるニュルンベルク裁判のいくつかの位相をとりあげ、さらに継続裁判最後のヴィルヘルムシュトラール七裁判判決にみられた裁判官の事態認識・判示の一端を具体的事例にしてホロコーストというナチのメガ犯罪に対する裁判の射程について再吟味してみたい。

二 「人道に対する罪」の成立と検察官の知見・認識

一九四二年半ば以降、ロンドンのポーランド亡命政権のスポークスマンがユダヤ人の大量虐殺に抗議の声をあげたが、虐殺の途方もない範囲と重大な性格に米英連合と国民は未だ気づかなかつた。一九四二年一月一七日の米、欧州連合国メンバーは、ドイツ政府に対し、ヨーロッパ・ユダヤ民族への野蛮な絶滅政策を推進していると公式に非難した。¹⁷ところが、今日から見れば意外なほどこれは国際世論に影響力を及ぼさなかつた。継続裁判の首席検察官テルフォード・テイラーさえ、その回顧録の中で、自分はニュルンベルクにおいて決定的な証人、文書証拠に直面してはじめてホロコーストについて知った、と述べているが、¹⁸既述の問題に加え、情報伝達の、瑕疵も含めての機能不全その他戦時中の諸事情を物語る一事例という面も無論ある。

国際軍事裁判構成国の他の三国（英ソ仏）によって承認された米裁判プランにしたがえば、訴因の核はたしかに侵略戦争の共同謀議という点にあつた。狭義の戦争犯罪と人道に対

する罪は、グローバルな侵略戦争を意図しつつおこなされた副次的犯罪であつたということになる。「主要戦争犯罪人を裁く我々の訴訟事件は、ナチスのマスター・プランを衝くもので、この中心プランとは独立におこなわれた個々の乱暴狼藉や野蛮な行動を標的にしているのではない」。¹⁹これは、一九四五年六月、トルーマン米大統領に宛てた²⁰首席検察官ジャクソンの報告書の一節である（六日の分の一節）。たしかに裁判訴状の主要部分はこの報告書をベースにして起草された。しかし訴状の序文を読むと、ユダヤ人に対する犯罪はけつしてマージナル化されていない。そこでロバート・ジャクソンが証示したかつたのは、ナチスによって計画されおこなされた最大の犯罪はユダヤ人に向けられたものであつた、すなわち、すべてのナチスが追求した目的はユダヤ人の絶滅計画であり、それが前提にあつた²⁰ということである。

「人道に対する罪」という言葉の淵源そのものは、清水正義氏の指摘によれば、一九〇九年のハーグ陸戦規則にまで遡ることができる。²¹他方、人道に対する罪が現在使われているような意味で成立したのは、第二次世界大戦のとき、とされる。²²先のテーラーの指摘では、連合国戦争犯罪委員会米代表ハーバート・ペルにこの革新概念は発する²³という。「かかる犯罪は人道の法の適用を要求した。無国籍の人びとに対して、あるいは人種・宗教を理由におこなされた犯罪は、人道に對する罪をあらわしていた」とするペルのイニシアティブは委員会内部でかなり支持を見出したとされるが、「委員会は戦

争犯罪という伝統的な概念に回帰すべきである」とする英外務省の反論に遭い、ペル自身一九四四年末辞任した。

一九四五年八月八日のロンドン協定と同時に発せられた国際軍事裁判所憲章に六条C項「人道に対する罪」の規定が盛り込まれるに際してジャクスンが決定的役割を果たしたのを否定する説はこれまでのところ出されていない。しかし彼に示唆を与えた人物や脈絡については、最近M・マラスが、有名な英国国際法学者ラウターパハトHersh Lauterpachtの助言を重視しており、さらにその背後に世界シオニスト機構指導者ヴァイツマンChaim Weizmannの影響力を、イスラエル法学界の指摘にしたがって、無視できぬものとして取り上げている。²⁴大戦終了期のシオニストたちの動きは、ユダヤ人国家創設へ向けてアメリカに接近するなどその政治的影響力行使によりやく近年光が当てられてきているが、ナチ体制期、わけてもホロコースト期のヨーロッパ・ユダヤ人に対する救援活動の一貫性については、反シオニズムのユダヤ系の人びとから問題視されている。²⁵「人道に対する罪」概念成立の人的背景についても、かかる重大な問題性の提起には応えず、他方ではユダヤ人の代表として「人道に対する罪」概念成立に寄与したことを強調するシオニスト・サイドの説明を首肯しうるに足る史料提示は、まだヴァイツマン貢献説の立場からは現在のところ十分にはなされていないように思われる。

訴状準備の過程で諸委員会のうち第一委員会は侵略戦争非難の訴状を準備し、英国が主権限をもった。第二委員会はソ

連が主導し東欧の戦争犯罪と人道に対する罪の追及を担当した。第三委員会はフランスがイニシアティブをとり西欧での戦争犯罪と人道に対する罪を取り扱った。第四委員会（米国代表主導）²⁶はナチ共同謀議者たちの共同計画追及にもっぱら取り組んだ、というのが四カ国分業体制であった。

既述したように、ジャクスンの訴状にユダヤ人大虐殺は重大な犯罪として言及されていたが、ニルンベルク国際軍事裁判の審理においてホロコーストが本格的に俎上にされたのは開廷からおよそ二ヶ月半後、開廷第五四日目のことであった。ソヴィエト首席検察官ロマン・A・ルデンコは、一九四六年二月八日の陳述の終わりに、ホロコーストという言葉を用いたわけではないが、「ファシストの謀議者たちは、一人残らずユダヤ人を根絶することを計画した。共同謀議者として一九三三年以降の全期間この絶滅政策を貫徹した」と問題に言及した。²⁷ソ連代表の中では最高法務参事官L・N・スミルノフが証拠挙示で最も重要な任務をになっており、四六年二月二五日、人道に対する罪の証拠を提出し、この種の犯罪が、これまで取り扱われ兵士のみならず民間人の犠牲者に対してもおこなわれてきた戦争犯罪とほとんど区別できないとしながらも、当法廷で問題にする最大の犯罪は特定の民族集団ないし宗教集団に対しておこなわれたものである、とした。²⁸より重要な事実は、ユダヤ人がナチの第一の犠牲者であったことをソ連政府は当時認めたがらなかったにもかかわらず、二月二六日午後の審理で「ユダヤ人迫害」に関する証拠資料提

出をもつてはじめたことである。⁽²⁸⁾二月二七日がこの点で最大の山場になったが、「ナチ犯罪者の極端な反セム主義は、ほとんど獸的ともいえる残虐な形態をとった」とし、三人の証人を法廷に召喚した。ひとりにはヴィリユニウスにおけるドイツの行動隊の活動について証言し、八千人いたユダヤ人が六百人に減ったことを述べた。いまひとりにはトレブリンカ絶滅収容所で一三のガス室が毎日数千人のユダヤ人を到着後ただちに殺害した様について述べた。三人目の証人はアウシュヴィッツ第二（ビルケナウ）収容所におけるユダヤ人の人体実験を含む子供たちの扱い方について述べたのだった。さらにウーチの予審判事がこの都市にほど近い別の極秘絶滅収容所（ヘウムノであることは今日明らかであろう―筆者）の存在について語った。⁽²⁹⁾

ローレンス・ダグラスはその論考の中で「ソヴィエト検察官による証拠提示さえある種のオミットや歪曲があった。スミルノフは過度の反セム主義という言葉を使っている。スミルノフは反セム主義の程度を（ノーマル）として理解しようとしている。より重要なことは、ナチがブルータルな戦争努力を振り向けた同じ暴力的インパクトをコントロールできず、溢れ出したものを（過度）として理解しようとしている点だ」としている。⁽³⁰⁾しかしダグラスは公刊史料をどれほどきちんと評価したといえるのであろうか。

三 証人の意義とドキュメントの機能

テルフォード・テイラーは、同じ元親衛隊将校でも、ニュルンベルク国際軍事裁判においてアウシュヴィッツ所長ルードルフ・ホエスが、アインザッツグルッペン（行動部隊）の指揮官オーレンドルフやバッハツエレヴスキの場合（この検察側証人となった二人は後のニュルンベルク継続裁判第九号事件、いわゆる行動部隊裁判ではいずれも被告になった）と違って、被告（国家保安本部長官カルテンブルナー）側の証人として法廷に召喚されたことを全く理解できなかった、と回顧している。⁽³¹⁾ニュルンベルク国際軍事裁判の意義を高く評価するマイケル・マラスさえ、このような形での証人喚問を、現在から見れば考えられない、奇妙な、裁判の限界だった、と強調している。⁽³²⁾ホエス自身が、ポーランドで処刑される前に書き残した手記の中で、「私がニュルンベルクへ来たのは、カルテンブルナーの弁護人が、彼の免責証人として、私を要求したからだだった。だが、・・・私が、よりによってこの私がカルテンブルナーを赦免させるべきだ、と思ったことなど絶対ないし、いまだにそのわけがわからない」と述べている。⁽³³⁾しかし、プラハで殺害された前任者のハイドリヒは描いても、その後を襲った国家保安本部長官のカルテンブルナーがアウシュヴィッツには赴いていないこと、そこからユダヤ人殲滅についても直接知らなかったことにしようと

し、よりにもよつて所長ホエスの証言を傍証にしようとした、弁護側の姑息な事実糊塗をなじるかのようになり、ホエスは、裁判当事者や傍聴人を震撼させるアウシュヴィッツの事実を法廷で次々に明らかにし、世界は初めて、ナチ最大の極秘事項、ユダヤ人絶滅政策の過程の細部について親衛隊メンバー自身の口から事実を知ったのであった（一九四六年四月一五日午前の審理³⁵）。ユダヤ人大量殺戮が親衛隊全国指導者兼ドイツ警察長官ヒムラーの直接命令によつており、それがユダヤ人問題の最終解決としての総統ヒトラーの指令に基づいていた点も明らかにされた³⁶。カルテンブルナーに対してはもとより、あらためて大量虐殺命令の存在について否定しようとしたゲーリングに対しても、それを反証する致命的な証言が飛び出したのであった。

この審理の後五月に米検察機関からホエスはいわゆる「ポール裁判」（全強制収容所運営に責任を有した親衛隊経済管理本部長官ポールはじめ組織幹部に対する裁判、継続裁判第四号事件）、イー・ゲー・ファルベン裁判（アウシュヴィッツ第三収容所「モノヴィッツ」に巨大プラントを併設し囚人の大量強制労働をベースに暴利を得た世界最大の化学コンツェルンIGファルベン社の幹部に対する裁判、継続裁判第六号事件）とのかかわりで再度尋問を受けた（一九四六年五月一五〜二〇日の尋問³⁷）。たとえば宣誓供述書NI-034の中では「私は一九四三年一月一日までアウシュヴィッツで指揮権をもっていました。少なくとも二五〇万人^{37a}の犠牲者をガス

殺・焼却によつて「処刑」根絶しました。……缶に入ったツイクロンBは、その後も供給を絶やさず、もっぱら企業テシユ&シユタペノに注文しアウシュヴィッツでの「ユダヤ人」ガス殺のために用いました。一九四一年末あるいは一九四二年はじめまで収容所管理部はガスを直接テシユ&シユタペノに注文しました。それ以降は、全親衛隊組織・施設のためのガスを親衛隊全国指導者（ヒムラー）直屬保健衛生全權³⁸ムグロフスキー（正しくは、ムルゴフスキー＝筆者）博士が注文していましたが、割り当て配当の指定の権限も博士がもっていました。したがつて博士は、テシユ&シユタペノに対し絶滅収容所ビルケナウのために必要な分量も指示していました。この企業が提供しているツイクロンBの使用目的を知っていたことは確かであると思います」。ニュルンベルク裁判のドキュメンテーションは、ナチスによるホロコーストを調べ解明するための決定的で基本的な参照基準をなした。ホロコーストの犠牲者に対する人種イデオロギーに基づく非人間化の様相を明らかにするだけではなく、犠牲者に対する犯罪者側の距離化・犯行容易化のための技術的「進化」、すなわち本論冒頭で触れた、巨大工場におけるがごとく「死の大量生産」方式の側面をも衝撃的な形であらわにするものだったといえよう。

ホエスがユダヤ人大量ガス殺とのかかわりで言及した重要人物のヨアヒム・ムルゴフスキー博士は、ニュルンベルク継続裁判中最初に開廷された医師裁判（第一号事件）で一九四

七年八月、戦争犯罪、人道に対する罪、犯罪組織への所属の廉（なかんずく収容所に捕われた人びとに対する人体実験を命じた廉）で死刑判決を受け、四八年処刑された³⁸。

ところで、ニュルンベルクにおいてようやくユダヤ人大虐殺に関する本格的な審理（本論二に既述の、ソ連検察官による追及）が始まった直後の一九四六年三月一日、ドイツ北部の大都市ハンブルクのクリオハウスでは、企業テシユ&シユタバノの責任を追及する英軍政府の裁判がおりしも開始された。「これまで世界が知らなかったような最も有毒のツイクロ
ンBで戦争中総計六百万人が殺され、アウシュヴィツツとピルケナウ（ママー）だけでも四五〇万人（ママー）が殺害された。このような事実確定をハンブルク戦犯裁判の検察官はテシユ&シユタバノ殺虫剤会社幹部、すなわち株保有者ブルノ・テシユ博士ほか三名に対してなした。この三名に対しては、一九四一年一月一日から一九四五年三月三十一日までの間に戦争法に違反して強制収容所にとらわれた連合国の人びとの殺害のための毒ガスを製造し収容所に提供した責任が問われた」と翌日の地元紙は伝えている³⁹。ツイクロンBによる大量殺人については、テシユ博士の提案に帰せられるのだとするエーミール・ゼーム証人の証言が飛び出した点をはじめ、従來看過されてきたこの英軍裁判の意義は今日もっと重視されて然るべきことながら、上記報道にも伝えられていたとおり、連合国の犠牲者に対する戦争法違反のみが追及されたという意味では、ユダヤ人犠牲者の場合も連合国民で

あった場合に限られており、犯罪概念としての「人道に対する罪」についても英軍（占領区）の裁判は問題にしていなかった事実にも注意しなければならぬ⁴⁰。

ラウル・ヒルバークは、ニュルンベルク裁判への注記の中で「連合国民を殺害した場合、たとえばノルウェー国籍、フランス国籍、ベルギー国籍、オランダ国籍、ポーランド国籍をもっている人びとに対する戦争犯罪であった。ドイツ国民あるいはハンガリー人（枢軸国国籍保有者）の場合は、連合国の地で殺害された場合にのみ犠牲者としてカウントされ、その中のある部分がたまたまユダヤ人だったというだけである。裁判で支配した基準は国籍か犯罪がおこなわれた場所であった⁴¹」と述べている。これはあまりにカテゴリーカル過ぎる言い方であろう。

ニュルンベルク裁判の全ての判決が以下の問題を明確に提示できたわけではないことは確かである。すなわち大虐殺が自国政府によってないしはその同意にもとづいて、平時に自国民のある特定の民族集団ないし宗教集団に対しておこなわれた場合、国際法違反になるかどうかは、十分に検討されなかった。この問題は、まずニュルンベルク国際軍事裁判でも検察側によって取り上げられていた。しかし裁判所は以下のような根拠づけでもって問題をパスしてしまった。裁判では、裁判所自身の法的権限は平和に対する罪、戦争犯罪の実行に際してあるいはそれに関連しておこなわれた犯罪に限定され、戦争開始以前にたとえばドイツ国内においておこなわれたナ

チによる人道犯罪は、裁判所の管轄外としたのである。⁽⁴²⁾

ところが国際裁判の権限を連合国各占領区にゆだねるとした連合国対独管理理事会法第一〇号では、「人道に対する罪」の項で、犠牲者の国籍いかなを問わず、また戦争中に限定されず、処罰可能とし、上記制限を解除した。占領米軍政府によるニュルンベルク継続裁判は、この法に依拠しておこなわれたのであった。継続裁判の第五号事件（強制収容所の被収容者・強制連行外国人労働者の酷使、占領地の経済的搾取等、巨大鉄鋼企業代表フリードリヒ・フリックほか六名の責任を追究した裁判）、第一一号事件（ヴェイルヘルムシュトラール七裁判、ドイツ諸官庁の大臣や次官二名の責任を追究した裁判）において米検察機関は、ユダヤ人およびナチ体制の「敵」とされた犠牲者に対する大戦前の犯罪行為をあらためて問題にした。しかし両裁判の判決は、国際軍事裁判の判決にしたがい、この訴因に対して裁判所自ら判示する権限を放棄した。⁽⁴³⁾

だが、継続裁判の他の二つの裁判では、この問題に関してきわめて重要な確定をおこなった。第九号事件、ドイツ軍が対ソ作戦を展開していった戦線背後のバルト三国やソ連の市町村で総計百万人をこえるユダヤ人を大量射殺していった犯罪をめぐり、いわゆるアインザッツグルッペン（行動部隊）裁判において、裁判所は明確に次のように宣言している。「管理理事会法第一〇号が、戦時中におかされた犯罪に限定しないとしているが、同様に被告あるいは犠牲者の国籍また犯行地いかなも問わないのである。この事件の場合、犠牲者の圧

倒的多数はソ連市民であるにもかかわらず、その一部はドイツ国籍をもっていた人びとであった。行動部隊Aによってまとめられた特別報告は以下のように述べている。(一二月以降、ほとんど間隔をおかずドイツ本国からのユダヤ人強制移送が始まった。そのうち二万人はリガへ、七千人はミンスクへ送付された。・・・他の報告は三千五百人のユダヤ人処刑に言及しているが、このうちのほとんどは、ウィーン、・・・ブレーメン、ベルリンからミンスクへ送られた者たちであった)。

この二つの場合は、なかならずドイツ国籍保有者に対する犯罪に該当する訴因第一に明らかに入る。⁽⁴⁴⁾「裁判所はさらに以下のように述べている。「人道に対する罪は、人の生命と自由に対して大規模かつ組織的になされる犯罪の亢進の中でおこなわれるものである。国際裁判権の対象になるという意味で人道に対する罪の概念は、よく秩序づけられた国家の刑法が十分な規定を含んでいる、そういう犯罪には適用されえない。国際裁判権が人道の基本権をめぐり問題領域に入ってくるのは、当該国家が、無関心・無能・共犯性ゆえに、かかる犯罪行為を終わらせられず、処罰することができないか、処罰を拒否しているという場合に限られるのである」⁽⁴⁵⁾。

ニュルンベルク継続裁判第三号事件、総統ヒトラーの「夜と霧」指令（収容所への極秘強制連行の指令）などに基づき第三帝国司法がおかした不法・監禁致死等を追及した所謂「法律家裁判」は、一九三九年（戦争開始）以後おかされた人道に対する罪について被告（当時ドイツ法曹界の大物たち）の

責任を問うた裁判であるが、「戦争法・戦争慣習法の違反が、国際慣習法に対する唯一の違反である」ということは、とうの昔に主張され得なくなっている。状況の力、世界全体の相互依存化という動かしがたい事実、世界世論の道德的圧力の結果、ナチスの命令にもとづきドイツ国籍保有者に加えられた特定の人道犯罪が、成文法違反というにとどまらず、国際慣習法違反でもあるという事実は国際的承認を獲得している」とはつきり宣示していた。⁴⁶かくして人道に対する罪を事後的に裁く事が法的に認められるための礎石がおかれたというにとどまらず、「人道的介入」の原則（不介入原則絶対主義の否定）自体を謳うことによつて、重大な人権侵害国でも主権は重視されるというこれまでの国家主権論に箍が嵌められたといえよう。

四 裁判のドイツ世論への影響

以上、(国際)法的にも歴史的にも画期的な意味合いをもつたニュルンベルク裁判は、一で指摘したとおり、メディア的にも世界的なスペクタクルであった。それは、たとえばアーネスト・ヘミングウェイ、エーリカ・マン、ルイ・アラゴン、ジョン・スタインベック、エーリヒ・ケストナー、レベッカ・ヴェスト、イリヤ・エレンブルクといった、まるでハリウッド・スター並みの錚々たる作家や詩人が世界各国各地から裁判レポーターとしてニュルンベルクに集まってきていた⁴⁷

点ひとつとつてみても明らかであろう。こうした人びとが伝えた裁判像が世界世論に与えた影響にはたしかに大きなものがあつたが、裁判がドイツ世論に与えた影響いかなの問題も重大な歴史的問題である。

ナチ犯罪の事実とスケールを公知させる裁判の影響力・機能充足は、ひとつには証人の証言や証拠文書がはたして受け入れられるか否か、またどれだけ受け入れられるかにかかつていた。尤も、一般の人びとがこれまで扱ってきたような特殊法理的問題に精通していたかどうかは、枢要問題ではなかつた。当時の公衆の第一の関心事は、食料・燃料・住居・被服の生活問題そのものであつたといつて間違いない。しかも一二年続いたナチ体制による検閲・宣伝の異常な亢進をみたあと、人びとが新聞報道に不信の念を抱くことは当然であつた。しかし戦争による大量死と絶滅政策の生き残り証人である犯罪者と犠牲者が、再びあらわれたのであり、直接彼らと話すことも十分に可能であつた。様々のレポートやポルトーヂュが、連合国の宣伝にすぎぬものと一蹴して済ませられないことも十分納得できたであろう。

裁判が始まった時点ではじめて犯罪行為について知つたという市民は三分の二を占めており、裁判が終わる時点では、それが八〇割をこえた。⁴⁸強制収容所、絶滅収容所、わけてもドイツ国外の収容所について裁判を通じてはじめて知つたという人びとは裁判が経過するうちに二九割から五七割に上昇した。アンケート回答者はこれが最も重要な裁判情報だつ

たとも答えているのである。

裁判自体ないし裁判関係記事への関心は裁判の経過のうち
に六二割から三六割に減少したが、裁判判決が下った時点で
再び六〇割という割合を回復している。他方、裁判開始の時
には七割の人びとが被告全員を有罪とみなしていたが、裁判
経過中にこの割合は五〇割に減っている。結局判決を正しい
とこたえた者が五五割、六〇割は判決が厳しすぎるといふこ
とはないとみなしたのであった。西部ドイツ市民の七〇割は
一九四六年には国際軍事裁判を肯定していたが、四年後には
同じ割合の住民が裁判を拒否するにいたっている。

最初の同意は、国際軍事裁判に向けられたものであった。
そこでは、ゲーリングからシュトライヒャーにいたるまでナ
チ体制高級幹部のごく少数者に責任があると考えられていた
が、これに対してニュルンベルク継続裁判の方は、ドイツで
は「戦争犯罪人」概念と結びつけて思念されず、法律家・外
交官・医師・企業家・警察官僚・学者等、社会集団の一員が
裁かれているかのごとくイメージされていた、といえよう。
継続裁判にあらわれていた裁きの論理は、おかされた残虐行
為やメガ（巨大）犯罪の責任が狭義のナチスだけに帰される
のではなく、ドイツ社会の各分野の代表、エリートにまで犯
罪人カテゴリーを拡大すべきであるというものであったが、
このロジックは継続裁判に反対のキャンペーンを張っている
声に注目すべき推力を与えることになった。

ニュルンベルク継続裁判に対する拒否的態度をとった代表

的存在は、教会指導者たちであった。⁽⁴⁹⁾ 彼らは、ドイツの軍人
たちが自らの専門としての軍事行動をとったことそのものに
処罰を加えられている、というような印象を一般住民に与え
ることができた。「戦勝国による一方的な裁判」がこうした
キャンペーンの中心コンセプトにもなった。その背景には第
二次世界大戦およびドイツ軍によっておかされたメガ犯罪を
「ノーマルな（普通の）戦争」というカテゴリーで説明しよ
うとする抜きがたい歴史像があった。異例の犯罪の積み重ね
ではなく、ドイツが軍事的に敗北したところ、この刑事訴
訟手続に根拠づけを与えたというのが、広く人口に膾炙した
思い込み信条であった。これは国際軍事裁判に限られずそれ
をこえて継続裁判にまで広がったのであった。戦争犯罪をお
かしたのはドイツ人だけではない、したがって裁判を根拠付
けたようにみえるのは、戦勝国の恣意以外の何物でもない、
というのが教会に代表されたドイツの「声なき声」だったと
いえよう。⁽⁵⁰⁾ かくして戦犯裁判をめぐる、問題の多い社会的世
論における公共的意味形成の第一ラウンドが終わった。

五 ヴィルヘルムシュトラッセ裁判

一九四八年一月二二日、極東国際軍事裁判（いわゆる
「東京裁判」）が二年前のニュルンベルク国際軍事裁判よりも
緩和された判決を下して終了した時、ニュルンベルク裁判の
最後にして最大の裁判たる第一号事件ヴィルヘルムシュト

ラーセ裁判は、なお審理を続行していた。この裁判はもっぱら政府諸官庁高官を追及しホロコーストを国家犯罪として、わけても官僚制の構造および組織過程の問題として裁いた点において最も重要な裁判であったと歴史的にまず意義づけられよう。一（はじめに）でもすでに指摘したヴァンゼー会議の覚書が明らかにされたほか、外務次官ヴァイツェッカーのようにより最高の教育を受け高度の知性・教養をもちヨーロッパ各国に知人友人を有するような人物が被告となった点も人びとが大なる関心を抱いたところであった。彼のほか外務省の七名の高官が、ヨーロッパ各地からアウシュヴィッツをはじめ絶滅収容所へユダヤ人を強制移送した事実を裁判所は確定した。

しかしドイツ国立中央銀行（ライヒスバンク、以下では国立銀行と略記）副総裁（一九四一―四五年）で、この銀行の実質的最高執行官であったエーミール・プール被告に対する判決もヴィルヘルムシュトラッセ裁判中これにまさるとも劣らぬ重要な位置を占めているといえる。彼は親衛隊が収容所で殲滅したユダヤ人たちから奪った財産の受領・選別・供託・金塊化銀箔化・売却を規定した経済相兼国立銀行総裁フンクと親衛隊全国指導者兼ドイツ警察長官ヒムラーとの間での協定を監督主導した人物であった。彼に対する判示は、詳細な分析と目に見えるような描写迫力ゆえに、わずかでもそのまま再録するに十分値するものであり、以下、史料をして語らしめるといふ形をとることをお許しいただきたい。

「冷血に計画されたユダヤ人の絶滅は、ナチ体制期間中おこなわれた犯罪の長い歴史における最もおぞましい、最もおそれるべき章をなしている。すべての人間に生まれつき認められた権利、すなわち素質・才能に応じて勉学し、自由に職業を営み商売をおこなう権利を、ユダヤ人は奪われるというだけでは済まなかった。公民権剝奪を宣告され、正気の沙汰でないおとしめ・辱め・侮辱にさらされ、財産は、多くの場合、ナチ党による教唆煽動下、暴徒によって破壊され、結局体のよい『没収』（「アーリア化」という名のもとに盗まれた。そして最初は東部大管区へ、最後は絶滅収容所へ強制移送され、そこでは数百万人の人びとが、餓死、銃殺、最終的にはアウシュヴィッツやマイダネクのガス室での大量殺戮によって殺害され、男も女も、少女も少年も、老い衰えた老人も母親の胸にすがる幼な子も同じ運命に見舞われた。しかしそれでもナチ政府は事足りなかった。大量虐殺は大財政利得を約束した。これを侵略戦争遂行のために用いることが可能だったし、事実利用したのであった。外国為替、通貨、証券、宝石、金の時計、犠牲者の衣類さえも用意周到かつ組織的に集められた。女性の髪も刈られ最後には水も漏らさぬ周到さで遺体の齒から金が奪いとられた。衣服は支配民族と称する者たち一人ひとりの体を覆うために与えられ、毛髪はクツション・マツトレス材に利用され、貨幣・紙幣・宝石・金銀細工はライヒスバンクの金庫に運ばれ、ベルリンの質屋業者に売られあるいはまた溶かして純金にするための措置を受けた。

被告は、ユダヤ人や強制収容所被収容者からその個人財産を押収することそのものがけつして人道に対する罪にはならないと考えているが、ここで問題になった随伴事情を考慮すれば、被告の見解は、根拠なきものであることが明らかで、われわれの拒否するところである。事態は政府の追求した政策にもとづいて生じたのであり、この大量の盗みは、計画的絶滅の不可欠の構成部分、かつ目的のひとつをなしたものだ。虐殺された人びとの財産をわがものにし頭骨から毛髪を、顎の骨から金を、筆り取ることさえ、あらかじめ虐殺の計画・目的のひとつになっている場合、略奪したものの利用有効化のために故意に参加協力した人間の責任・過ちを認めず、故意の参加および計画的虐殺への異議なき協力に無罪判決を下すのを望むならば、これはきわめて奇妙奇天烈な法觀念を必要とする。この種の行為がすべて人道に対する罪となるのは明白であり、これに参加し異議なく協力したというのは人道に対する罪をおかしたのである。われわれが決定すべき唯一の問題は、被告の有罪・処罰化を正当とするに値する態様で協働したか否かである。……被告は非のうちどころない専門能力に長け、きわめて高度の教養をもち高い知性を有する人物である。……無理強いされて協力したという証拠はない。すでに一九四二年九月二六日、親衛隊准将で武装親衛隊少将のアウグスト・フランクは、ヒムラーの命令にもとづき、ルブリン地区現地親衛隊行政部長およびアウシュヴィッツ強制収容所行政部長に指令を発し、「処刑」ユダヤ

人の所有物の利用のため、以下の手続きをとるよう命じた。
(a) あらゆる国立銀行発行紙幣は国立銀行の親衛隊経済管理本部口座に払い込むこと。

(b) 外国為替(硬貨・紙幣)、貴金属、装身具、宝石・準宝石、真珠、金歯、金塊は管理本部を経てさらに国立銀行へ引き渡さるべきこと。

……

(h) 金縁眼鏡は貴金属類に含めて引き渡さるべきこと。

国立銀行吏アルベルト・トムスが、プールからこの問題については誰にも話さず極秘扱いにしそれへの言及は厳禁であると命じられたという事実がある。さらにトムスはフランク親衛隊准将およびヒムラー幕僚部長ヴォルフ親衛隊大将と詳細について連絡を取り合うよう指示された。……すでに一九四六年五月三日、国際軍事裁判のために被告自身証人として尋問され、宣誓供述をおこなって次のような証言をおこなっている。すなわち、一九四二年夏、フランク総裁との要談協議があり、その時、フランクが語ったことには、親衛隊用の金・装飾品を国立銀行が預かって保管するという協定をヒムラーと結んだということであった。さらにその時フランクはプールに指示を与え、親衛隊经济管理本部長官ポール(すでに小論三で言及の人物)と必要な協定を結ぶようにと述べた。……プールがフランクに対し、親衛隊から引き渡される金・装飾品・紙幣の出所・由来いかなを尋ねたところ、フランクは、東部占領地域の差し押さえ財産だと答えた。プール

はそれ以上は問わなかったという。……プール自身は、盗品略奪品の中に金歯や金縁眼鏡があったことを知らなかったと述べているが、トムスはプールが全部詳細を知っていると暴露した。一九四六年七月一日、オズヴァルト・プールは宣誓供述し、一九四一年か一九四二年、寶石、金の指輪、眼鏡等、大量の貴重有価物件を絶滅収容所で集め、ヒムラーからプールへの命令で、これらの物件を国立銀行に引き渡すよう指示された、と述べた。その時ヒムラーからは、この件では国立銀行・フンクと交渉済みとの説明があったという。話し合いの中でプールは引渡し方法について被告人プールと交渉し、この会談の中で、引渡し物件が強制収容所被収容者たち、なかんずく絶滅収容所で殺害したユダヤ人所有の装飾品・有価物件であることに、全く疑いの余地はなかった、とプールは述べたのだった。

既述の親衛隊のアウグスト・フランクは継続裁判のプール裁判で証言し、プールとプールの会談は一九四二年七月におこなわれた、それに先立ってヒムラーとフンク間の、またヒムラーと元大蔵大臣被告シュヴェーリン・フォン・クロースイックとの会談がおこなわれた、と証言した。親衛隊の保管するところでもなければ、親衛隊の差し引き勘定でもなく国の貸借勘定として計上されたのが肝腎なところで、現価は大蔵大臣の特別口座（マクス・ハイリガー口座）に書き込まれた、という。

一九四八年五月二六日トムスは宣誓供述し、親衛隊から国

立銀行への引渡しは計七六回おこなわれ（メルマー⁵³）という名で帳簿記入がなされた、と述べた。被告プールは、国立銀行が、法律で、このような押収物件、特に金・銀・現金を領することを義務づけられており、一九三九年六月一日の銀行法の条項を引き合いに出した。しかし、この規定は義務と解釈しうるようなものを何も含んでおらず、盗まれた物件の受け入れ、利用、他の機関への引渡しも銀行の通常業務ではないとされる。

われわれ裁判官は、この規定にあわせてあらゆる没収金・紙幣を国立銀行に引き渡す義務があり、したがって国から委任を受けた国立銀行がユダヤ人から没収した金や外国為替を拒否してはならないというような見解は、的外れとみなす。侵略戦争の経過中に占領地域住民あるいはドイツ国籍保有者から盗んだ資産有価物件を引き入れることが国立銀行法の目的だったとすれば、この規定は国際法に違反しており、無効であって、弁護のために持ち出すことはできない。

プールがフンクの指令を受けプールと話し合った後には、自らが受け入れ利用すべきことになっていた有価物件が強奪されたものであり、しかも強制収容所被収容者から奪われたものに由来するものであることをプールは知っていた。プールは通常の職責範囲を逸脱して国立銀行の所轄部署にこの事柄を極秘として取り扱うよう指示した。ユダヤ人や他の強制収容所被収容者の殲滅に直接関与してはいなかった。しかし明らかに異議なくこの全体計画の一部に関与したのである。

たとえ関与の度合いが重大といえなくても。われわれは第五訴因（戦争犯罪および人道に対する罪・残虐行為、民間人への犯罪行為、ユダヤ人・カトリック・他のマイノリティへの迫害行為）について被告を有罪と認める」。

史料の直接引用がやや長きにわたったが、ヴィルヘルムシュトラール七裁判の法廷に提出されたヨーロッパ・ユダヤ人絶滅政策のキー・ドキュメントと位置付けられるヴァンゼー会議議事録だけが後にことさらクローズアップされることになり、絶滅政策調整のために国家保安本部責任者ハイドリヒ主宰のこの会議に集まったのが、ドイツの総統府・外務省・内務省・法務省・四カ年計画庁（軍備総責任官庁）・東方占領省・ポーランド総督府等の省庁代表であった事實は、わずかながら知る人がいても、この会議に代表が出ていないドイツ（国防）軍・大蔵省・国鉄、なかならずここで問題にした国立銀行も絶滅政策を了承しそれに関与協力していた事實を認識している人は、専門家以外に最近までほとんどいなかったというのが実情である。以上を視野に入れるならば、こうした引用も意味なしとしないであろう。⁵⁴

六 おわりに

継続裁判を含んだ意味でのニュルンベルク裁判の一九四九年四月における終了判決は、最も目立った地位に就き確信的にあるいは私利私欲からナチ体制に仕えた人間たちの責任を

明らかにしようとした連合国の試みを、世界世論、ドイツ社会に対し画期的に刻印づけたであろうか。ヴィルヘルムシュトラール七裁判終了直後、米検察代表テルフォード・テイラーは、「かくも遅くなされたこの判決はきわめて重要とみなされるが、われわれのこの一九四九年の考え方が四年前の一九四五年の考え方と同じであることが証明された」と述べている。小論二と三でも見たように、「人道に対する罪」概念の導入によつて国際的共生における法観念の全き変化のための礎石がしかれたという意義づけが可能であったが、裁判判決の宣告が遅きに失したという感はずいぶん強まらず、裁判に重大な関心を寄せていた人びとの共通の思いであったといえるのではあるまいか。

東京裁判の場合も、裁判が二年半も続いたことは「明らかに重大な誤り」とされ、処刑執行自体も「戦争犯罪がまだ生々しい時におこなわれたならば、はるかに大きな効果があったであろう」という指摘がなされているが、西部ドイツ・アメリカ占領区最高司令官クレイ將軍自身、一九四八年五月下旬すでに、ナチ体制により戦争犯罪がおかされてから三年以上経過したことについて処罰の遅滞・効果性への懸念憂慮をその覚書において率直に述べていた。西側三占領区だけでも広義の戦争犯罪で訴追された人間が計五、一一三名を数え、そのうち死刑判決を下された被告は六六八名にのぼった。⁵⁷一九四三年二月ナチ体制が、摘発したミュンヘン大学抵抗運動「白バラ」グループに対してとつた措置は、逮捕後四日後に

三人の被告に死刑判決を下し、判決日の午後には処刑執行するといふ無茶苦茶で物凄い拙速の刑事手続に象徴されるといつてよいが、これとは対蹠的に、連合国は慎重に審理を進め、死刑判決も国際軍事裁判被告への執行の場合二週間後と例外的に早めたのを除いては、かなり執行引き延ばしをおこない、また減刑もかなりおこなったというのが実情であった。ところが元親衛隊隊員の被告はじめ「戦犯」収容ランツベルク監獄では一九四六年一〇月段階ですでに死刑判決を受けた囚人が三百名をこえる滞留状態を現出していた。⁵⁸クレイ将軍は上記一九四八年五月の覚書の中で、自分自身のメンタル・プロセス（心理作用）が、これから執行されざるをえない五百名以上の大量処刑に適応困難であると述べており、ナチスによつておかされた犯罪が死刑判決を正当化してもアメリカが残酷な印象を与えてしまうことを危惧していたのであった。⁵⁹継続裁判は法律家裁判をはじめ判決がもつとはやく出されていれば、犯罪の記憶がなお生々しかった分やはり中身もより厳しいものになったであろう、と類推される。

なぜホロコーストがかくも妨げられるところ少なく実行され続けたのかを問う声は今日まで絶えないが、このような途方もない規模の大量虐殺が世界の人びとに意識されるにいたるためには人間の認識能力があまりにも限られていて緩慢にしか意識化が進まないのではという思いは、ホロコーストの生き残り犠牲者の証言によろやく本格的に耳が傾けられるのに半世紀を要した認識問題史を想起すれば、故なしとしない。

しかしながら、一（はじめに）で、やや結論先取的に批判したとおり、裁判史料を入念に吟味しないままニュルンベルク裁判のホロコースト闡明についてこれまでになされた粗雑な貶価や性急な批判が全く当たっていないことも、小論でいささかなりとも確認し得たのではないかと思う。またヒルバーグのような浩瀚なホロコースト研究でもニュルンベルク裁判の全てにわたって正しい評価を下しているわけではない点を指摘したように、日本でのフランス人民戦線理解について鋭い問題提起をなげかけてこられた平瀬徹也教授の御指摘⁶⁰に肖らせていただければ、ニュルンベルク裁判理解の現状もなお、能うかぎり多くの史実や見解の提示を必要としている段階にある、といわざるをえない。今日ホロコースト解釈の密度が裁判当時より格段に精細になっているとしてもニュルンベルクにおけるドキュメンテーションはなおナチ・ホロコーストの解明・究明のための重要な定点をなしているといつてよいであろう。

注

(1) ユダヤ人という人種は存在しない。国籍保有の観点からユダヤ系ドイツ人やユダヤ系ポーランド人という言い方はできても、ドイツ系ユダヤ人、ポーランド系ユダヤ人という言い方やその底にある見方は本来的に不可である。だが、以下では日本で一般的に用いられている「ユダヤ人」という呼称をただ便宜上使用することにする。

だからといって、一九世紀後半以後新たに登場し、ユダヤ教信徒共同体に属するユダヤ教徒であろうと、そこから脱したユダヤ系であろうと、一律に同じユダヤ人種とみなして差別した近代的反ユダヤ主義（反セム主義）そのものを是認・容認しているわけでは全くないことも明確にしておきたい。日本人の中にも無視できぬ形でこの反セム主義と、これもまた黙視できぬ親シオニズムがしばしば抱き合わせになって存在している状況について、またイザヤ・ベンダサン『日本人とユダヤ人』がベストセラーになって以降の「論壇」の状況については、板垣雄三「シオニズムの反セミテイズム性とナチズムの反シオニズム性」『現代史研究』二七号（一九七三年八月）が手厳しく批判的に分析している。

- (2) マイケル・ペーレンbaum『ホロコースト全史』芝健介・日本語版監修（創元社 一九九六年）、二頁。
- (3) Normann G. Finkelstein, *The Holocaust Industry. Reflections on the Exploitation of Jewish Suffering*, London 2000.
- (4) Richard Chaim Schneider, *Fetisch Holocaust. Die Judenvernichtung, verdrängt und vermarktet*, München 1997.
- (5) Peter Novick, *The Holocaust in American Life*, Boston/New York 1999 (Deutsche Ausgabe: *Nach dem Holocaust. Der Umgang mit dem Massmord*, Stuttgart/München 2001).

(9) Raul Hilberg, *The Destruction of the European Jews*, Chicago 1961. 望田幸男・原田一美・井上茂子訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』上・下（柏書房 一九九七年）。

(7) Hannah Arendt, *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*, Revised and Enlarged Edition, New York 1965. ハンナ・アレント『イェルサレムのアイヒマン——悪の陳腐さについての報告』大久保和郎訳（みすず書房、新装版 一九九四年）

(8) 一九九〇年代以降のホロコースト研究の動向が概観できる論集として、Ulrich Herbert (Hrsg.), *Nationalsozialistische Vernichtungspolitik 1939 - 1945*, Frankfurt a. M. 1998. これまで用いられていなかった史料によくあたり斬新な視角から切り込んだ代表的な研究として、参照、Wolf Gruner, *Der geschlossene Arbeitseinsatz deutscher Juden. Zur Zwangsarbeit als Element der Verfolgung*, Berlin 1997; Christian Gerlach, *Kalkulierte Morde. Die deutsche Wirtschafts- und Vernichtungspolitik in Weißrußland 1941 bis 1944*, Hamburg 1999.

(9) ニュルンベルク継続裁判については、その開廷直前に判決が下されたニュルンベルク国際軍事裁判と比較対照し、あわせて一三のニュルンベルク裁判全体の概要を示したものとして、以下の拙稿二編、参照、「ニュルンベルク裁判と東京裁判」五十嵐武士・北岡伸一編『争論・

- 東京裁判とは何だったのか』(築地書館 一九九七年)・「何が裁かれ、何が裁かれなかったのか」『岩波講座 世界歴史 25 戦争と平和』(岩波書店 一九九七年)。
- (10) 裁判から今日まで何を歴史認識として継承してきたか、今後何を継承しうるのか検討した論考として、参照、拙稿「ニルンベルク裁判の構造と展開」アジア民衆法廷準備会編『問い直す東京裁判』(緑風出版 一九九五年)・同「戦時性暴力とニルンベルク国際軍事裁判」内海愛子・高橋哲哉編『戦犯裁判と性暴力』(緑風出版 二〇〇〇年)。
- (11) レニ・ブレンナー『ファシズム時代のシオニズム』芝健介訳(法政大学出版局 二〇〇一年)・ベーレンバウム、前掲書、三三五頁以下。
- (12) Michael M. Marrus, "The Holocaust at Nuremberg", in: *Yad Vashem Studies*, XXVI (1998), S. 5.
- (13) Geoffrey Robertson QC, *Crimes against Humanity*, Harmondsworth 2000, S. 225.
- (14) Lawrence Douglas, "The Memory of Judgement: The Law, the Holocaust, and Denial", in: *History & Memory*, Vol. 7 (1996), S. 107.
- (15) Felix Müller, "Der Holocaust, die USA und das amerikanische Judentum. Ein Gespräch mit dem Historiker Peter Novick", in: 30./31. Dezember 2000 v. Neue Zürcher Zeitung
- (16) Wolfgang Benz, *Der Holocaust*, München 1997, S. 15.
- (17) Telford Taylor, *Die Nürnberger Prozesse: Hintergründe, Analysen und Erkenntnisse aus heutiger Sicht*, München 1994, S. 42.
- (18) Ebenda.
- (19) Report of Robert H. Jackson, *United States Representative to the International Conference on Military Trials*, London 1945, Washington, D. C. 1949, S. 48. くれについては法務大臣官房司法法制調査部の『戦争犯罪裁判資料第四号 R・H・ジャクソン報告書 一九四五年六月から八月までのロンドンにおける軍事裁判に関する国際会議』一九六五年、六四〜六五頁、も参照したが、本文引用部分は芝訳。
- (20) *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof Nürnberg*, 14. November 1945 - 1. Oktober 1946, 42 Bde, Nürnberg 1947-1949 (以下IMTと略記)。巻Bandの略号Bd.は省略せず。ただ、巻数のミロープ数字でもらわす)。このどの参照箇所は、IMT, II, S. 139ff.
- (21) 清水正義「人道に対する罪」の成立」内海・高橋編、前掲書、二七頁。
- (22) 同論文、二九頁。
- (23) Taylor, a. a. O., S. 42-44.
- (24) Marrus, a. a. O., S. 13f.

(25) ホロコースト期のシオニスト側の救援努力の重大な瑕疝ないしスポイルを批判したユダヤ系の代表的な指摘は、参照、ブレンナー、前掲書、第二四章〜二五章。

- (26) Taylor, a. a. O., S. 105.
 (27) IMT, VII, S. 166ff.
 (28) IMT, VIII, S. 266ff.
 (29) Ebenda, S. 314ff.
 (30) Ebenda, S. 340ff.
 (31) Douglas, a. a. O., S. 106-107.
 (32) Taylor, a. a. O., S. 424ff.
 (33) Marrus, a. a. O., S. 29ff.
 (34) ルドルフ・ヘス『アウシュヴィッツ収容所』片岡啓治訳（講談社学術文庫 一九九九年）、二六二頁。
 (35) 接見を重ねる中で被告たちに関する貴重な精神分析記録を残したギルバートの回顧録にも、ヘスの証言を法廷の被告たちみんなが重苦しい沈黙の中で聞き入った様子が活写されている。ガス殺後、犠牲者の遺体から金歯や金の指輪がとられたことにも証言は触れていた。
 Gustave M. Gilbert, *Nürnberger Tagebuch. Gespräche der Angeklagten mit dem Gerichtspsychologen*, Frankfurt a. M. 1962 (englische Originalausgabe 1947), S. 257f.
 (36) IMT, XI, S. 457ff.
 (37) Eidesstattliche Erklärungen NI-034, NI-036, NI-041
 (37 a) ヘスはその後ポーランドへ身柄を移され、ワルシャ

ワでアウシュヴィッツ収容所長としての責任を追及される裁判を受けたが、その時にはガス殺犠牲者の数について一五〇万人をこえないと訂正した。AMPO Höss - Prozess 32, 3 (D). アウシュヴィッツはじめ絶滅収容所での犠牲者の数は、親衛隊が犯罪の跡をくらす政策を目的意識的に追求したこともあって正確な数を出すのは著しく困難だが、日本でも「アウシュヴィッツ」論を批判された側が逆に名誉毀損で訴え、敗訴した裁判では、たとえばアウシュヴィッツの犠牲者数は一〇万人との現在のポーランドでの見積もり数が提示された。参照、梶村太郎・金子マリーティン・本多勝一・新美隆・石田勇治『ジャーナリズムと歴史認識』（凱風社 一九九九年）、一二七頁。

- (38) 医師裁判「Arztprozess」については、参照、Alexander Mitscherlich/Friedrich Mielke (Hrsg.), *Medizin ohne Menschlichkeit. Dokumente des Nürnberger Ärzteprozesses*, Frankfurt a. M. 1960. ムルコフスキーについてはこの公刊史料は詳し、Ebenda, S. 389 usw.
 (39) 2. März 1946 v. *Neue Hamburger Presse*
 (40) Jürgen Kalthoff/Martin Werner, *Die Händler des Zyklon B. Tesch & Stabenow. Eine Firmengeschichte zwischen Hamburg und Auschwitz*, Hamburg 1998, S. 137ff. bes. S. 147.
 (41) Raul Hilberg, "Opening Remarks: The Discovery of the

- Holocaust', in: Peter Hayes (Hg.), *Lessons and Legacies: The Meaning of the Holocaust in a Changing World*, Evanston, IL 1991.
- (42) IMT, I, S. 285ff. 清水、前掲論文、三三三頁。
- (43) Telford Taylor, *Die Nürnberger Prozesse. Kriegsverbrechen und Völkerrecht*, Zürich 1951, S. 124.
- (44) Trials of War Criminals before the Nuremberg Military Tribunals under Control Council Law No. 10: Nuremberg, October 1946 — April 1949, Washington 1949—1953, Vol. IV, S. 499.
- (45) Ebenda.
- (46) Taylor, a. a. O. (注43の文献), S. 125.
- (47) 裁判レポーターたちは、のちにイエルサレムで裁かれたアイヒマンに関してハンナ・アーレントがその裁判分析『イエルサレムのアイヒマン』の副題につけた「悪の凡俗性」というタイトルを先取りするかのように、「ニュルンベルクにおける被告たちについて、ナチの大物というには実際にはあまりにも小心翼翼の人間だったとその共通の形姿を伝えている (Der Nürnberger Lernprozess. Von Kriegsverbrechern und Starreportern, hrsg. v. Steffen Radlmaier, Frankfurt a. M. 2001) が、被告たちの「演出」も無論考慮に入れるべき問題ではあろう。
- (48) 以下、裁判に対する住民の反応について、具体的なのは非回答の割合に関しては、Suzanne Karstadt, "Die doppelte Vergangenheitsbewältigung der Deutschen. Die Verfahren im Urteil der Öffentlichkeit nach 1945 und 1989", in: *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 17 (1996) を参照した (特にS. 69ff.)。
- (49) Norbert Frei, *Vergangenheitspolitik*, München 1997.
- (50) Ulrich Herbert, *Best: Biographische Studien über Radikalismus, Weltanschauung und Vernunft*, Berlin 1996, S. 454ff.
- (51) Ulrich Herbert, "Die deutsche Militärverwaltung in Paris und die Deportation der französischen Juden", in: Christian Jansen/Lutz Niethammer/Bernd Weisbrod (Hrsg.), *Von der Aufgabe der Freiheit. Politische Verantwortung und bürgerliche Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert. Festschrift für Hans Mommsen zum 5. November 1995*, Berlin 1995, S. 427—450.
- (52) *Das Urteil im Wilhelmstraßen-Prozess*, München 1950, S. 151—156.
- (53) 親衛隊経済管理本部A局第二課 (財務・給与支払) 課 長メルマー親衛隊大尉の名。
- (54) このいわゆるナチ強奪金塊が戦時中さらに大戦後スイスをいかに潤わせたかという問題を含め、ナチ体制によるユダヤ人資産「没収」(広義の「アーリア化」と戦時経済、またこれをめぐる「中立国」との関係は、第二次世界大戦後半世紀を経てようやく本格的な光が当てられるよう

になってきた。参照、拙稿「暴かれたナチスの遺産 — 金塊疑惑に揺らぐスイスの信用」『別冊歴史読本 五六 ヒトラー神話の復活』(二〇〇〇年一〇月)。

〔追補〕

(55) *The Year Book of World Affairs* (1950).

(56) たとえば、参照、一九四八年一月一三日付『ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン』社説の指摘(東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』青木書店 一九八九年、七三頁)。

(57) Martin Broszat, "Siegerjustiz oder strafrechtliche Selbstreinigung? Aspekte der Vergangenheitsbewältigung der deutschen Justiz während der Besatzungszeit 1945 - 1949", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 29 (1981), S. 477ff.

(58) Richard J. Evans, *Rituals of Retribution. Capital Punishment in Germany 1600 - 1987*, Harmondsworth 1997, S. 744.

(59) Jean Edward Smith (Hrsg.), *The Papers of General Lucius D. Clay: Germany 1945 - 1949*, Bloomington, Ind. 1974, S. 658f.

(60) 平瀬徹也『フランス人民戦線』(近藤書店 一九七四年) 四頁。

ナチ体制は、第二次世界大戦中、ユダヤ人絶滅政策を内外

にひた隠しにしていたが、英諜報機関は大量のドイツ警察の無線暗号通信を傍受・解読して、事態を刻一刻把握していた。ところがこの情報は「最高機密」として封印され、戦後の戦犯裁判でも殆ど用いられることなく半世紀近く隠されていた。最近ようやく陽の目をみることになったかかると資料は、ホロコーストの決定的証拠をあらためてつきつけるとともに、戦時中さまざまな疑惑からユダヤ人虐殺を無視しようとした英米当局の姿を浮き彫りにしている。

参照、リチャード・ブライトマン『封印されたホロコースト — ローズヴェルト、チャーチルはどこまで知っていたか』川上光一訳、石田勇治解説(大月書店、二〇〇〇年)